

※赤字部分を追加しています

介護予防通所サービスの報酬の見直しについて

1. 概要

介護予防通所サービスについて、サービス内容に応じた利用者負担とするとともに、自立支援の観点から、送迎の利用がない場合の減算を新たに設定します。

2. 報酬単位

| 現行 | 変更後 (2019年7月提供分より) |
|--|---|
| 事業対象者、要支援1、 要支援2（週1回程度利用）の方 1,647 単位/月 | 事業対象者、要支援1、 要支援2（週1回程度利用）の方 1,647 単位/月 <u>送迎の利用がない場合 △376 単位/月</u> |
| 要支援2（週2回程度利用）の方 3,377 単位/月 | 要支援2（週2回程度利用）の方 3,377 単位/月 <u>送迎の利用がない場合 △752 単位/月</u> |

※ ケアプラン作成者がケアプラン作成時に送迎の有無を確認し、報酬(月額)を決定します。ケアプラン上「送迎なし」の場合は、減算となります。

1 回ごとの実績に基づく通所介護の送迎減算とは異なる考え方ですので、ご注意ください。

ケアプラン作成者は、ケアプラン上、介護予防通所サービスを位置づける場合は、マイ・ケアプラン（2）のサービス種別欄に「送迎あり」又は「送迎なし」を明記してください。

なお、現在、介護予防通所サービスを利用中の方については、ケアプラン作成者は2019年6月末までに、別紙チラシ等を用いて利用者に説明のうえ、ケアプランに「送迎あり」（片道送迎の場合は「片道送迎あり」）又は「送迎なし」を追記してください。なお、この追記は、軽微な変更として取り扱いますので、ケアプランの再作成は不要です。

※ 同一建物減算が適用される場合に、このたび新設する、送迎の利用がない場合の減算がさらに適用されることはありません。

3. 変更時期

2019年7月サービス提供分より

4. サービスコード

送迎なしの場合のサービスコードを新たに設けるものではありません。

送迎サービスを行わない場合の減算は、「同一建物減算」のコードを使用してください。

(通所介護の送迎減算と異なる扱いですので、ご注意ください)

5. Q & A

問1 送迎の有無で報酬が異なることになるが、ケアプラン上「送迎なし」の利用者が、ある日、送迎を利用した場合、報酬は変わるのか。

また、「送迎あり」の利用者が、ある日、送迎を利用しなかった場合、報酬は変わるのか。

答 利用ごとに送迎の有無を判断するのではなく、ケアプランの作成時に送迎の必要性を判断し、ケアプランに基づき、報酬が決まることとなります。

問2 ケアプランと利用実績に差がある場合は、どのように考えればよいか。

例えば、ケアプランでは「送迎あり」の介護予防通所サービスの利用を位置付けたが、実際には利用者の都合等により、1月の間「送迎なし」での利用が続いた場合についても、「送迎あり」の報酬を請求してもよいのか。

答 送迎の必要性については、ケアプラン作成時に判断し、ケアプランに基づき、報酬を決定します。

このため、「送迎あり」で利用することをケアプランに位置付けていれば、実際には利用者の都合等により、1月のうちに送迎しきれない回があっても、また設問のような1月の間全て送迎なしの場合も、「送迎あり」の月額報酬での請求となります。

ただし、ケアプラン上は「送迎あり」としているにもかかわらず、実際には送迎実績のない月が続くなど、ケアプランと利用実績が大きく異なる状態が続く場合は、実際に即したケアプランの見直しを行い、当該見直しに係る期間の開始日を翌月1日としてください。(軽微な変更として取り扱いますので、ケアプランの再作成は不要です。)

問3 ケアプラン上、「片道送迎あり」の場合、報酬はどうなるのか。

答 片道送迎の場合は、「送迎あり」と捉えますので、減算にはなりません。

問4 送迎の有無によって報酬が異なるが、同一建物減算があると二重に報酬が下がることになるのではないか。

答 同一建物減算が適用される場合に、別途、送迎の利用がない場合の減算がさらに適用されることはありません。

問5 車ではなく、職員1人が、歩いて利用者に付き添って、自宅から事業所まで送り迎えしている場合は、減算になるのか。

答 徒歩での送迎は、減算の対象にはなりません。

(案)

2019年7月から

介護予防通所サービスの料金が一部変わります

サービス内容に応じた料金とするとともに、
介護予防の観点から、送迎の利用がない場合
の料金を新たに設けます。



料金の目安

事業対象者、要支援1、要支援2(週1回程度利用)の方

送迎の利用がある場合 月 1,736 円 <従来と同じ>

送迎の利用がない場合 月 1,340 円 <新設>

要支援2(週2回程度利用)の方

送迎の利用がある場合 月 3,560 円 <従来と同じ>

送迎の利用がない場合 月 2,767 円 <新設>

※上記の金額は、利用者負担が1割の場合の目安です。

(その他、サービスの内容により料金が変わる場合があります)

※2019年10月に、消費税率の引き上げに伴い料金が変わる予定です。

※ケアプランの作成時(実績ではありません)に送迎の有無を確認し、料金(月額)が決まります。